

募集要綱案等に対するご意見と回答

	該当箇所	ご意見	回答
1	電源 I' 廠気象対応 調整力 提出様式 様式 1	様式①の他の応札との関係欄にあらかじめ重複応札可能なエリアを記載して頂きたい。	ご意見を踏まえ、提出様式にあらかじめ重複入札可能なエリアを記載します。
2	電源 I' 廠気象対応 調整力 提出様式 全般	様式①以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	他エリアと確認調整のうえ、可能な限り一致させていただきます。 (なお、非価格要素については、誤記載となっておりましたので、修正いたします。)
3	電源 I' 廠気象対応 調整力 提出様式 全般	様式番号を他エリアと完全一致して頂きたい。	他エリアと確認調整のうえ、可能な限り一致させていただきます。
4	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 1 章はじめに	広域的な予備率が 8%未満となる場合「等」に電源 I'を発動という記載がありますが、広域的な予備率が 8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか?	電源 I'は、原則広域予備率に基づき発動することと整理されており、エリア予備率の目安はありません。 なお、電源脱落等により緊急的な対応が必要となる場合は、広域予備率によらず発動指令を行なう場合があります。
5	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 2 章注意事項 1. (5)	「契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源 I' 廠気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源 I' 廠気象対応調整力の発動指示により、アグリゲータの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料	ご意見にあるとおり、募集要綱においては、「契約電源等が DR を活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」としております。 最終保障供給は、小売電気事業者の都合などにより、契約切替を余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が

	該当箇所	ご意見	回答
		<p>しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか？</p> <p>また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとした場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか？</p>	<p>見つかるまでの間に、一般送配電事業者が電気の供給する一時的なサービスです。現在、最終保障供給制度については、制度設計専門会合等で見直しが図られています。</p> <p>このため、当該契約を締結している需要家に対しては、可能な限りすみやかに新たな小売事業者との需給契約の締結を促していただきますようお願いいたします。</p> <p>最終保障供給を受ける地点をリソースとして活用することをご検討の場合には、個別に協議させていただきますので、募集期間中、当社までご相談ください。</p>
6	<p>電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 2 章 注意事項 1.(20)</p>	<p>インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておけばよろしいでしょうか？また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか？</p>	<p>ご認識のとおり、原則、2023 年度開始までに完了をお願いします。</p> <p>なお、適格請求書発行事業者としての登録番号等を確認させていただく予定です。</p>
7	<p>電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 3.(1)運用要件 リ電源 I' 廠気象対応調整発動可能回数</p>	<p>平日時間における発動回数が 12 回以上とありますが、12 回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がるのでしょうか？</p>	<p>案件評価においては、発動回数に応じて優先度が上がることはありません。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
8	電源 I' 厳気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (10)ペナルティ	未達度合いの算定方法等について、「上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。」とありますが、昨年度と異なり、今年度は実効性テストと電源 I' 発動は同日中に重複して発動することがあり、その場合の取り決めはアグリゲーターと都度決めるということでしょうか？	ここでは、“具体的な数値”について個別に協議・確認させていただくことを記載しており、昨年同様、実効性テストと電源 I' が同日中に重複して発動することがあります。
9	電源 I' 厳気象対応 調整力 (実効性テスト発動時のベースライン算定の取扱い)	先日、広域機関より、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済 DR を実施している期間中のベースライン算定において、当該経済 DR 実施日をベースライン算定対象日から除外するということはできないでしょうか？	「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」等を踏まえ、この場合のベースライン算定方法等について、契約協議時に協議させていただきます。
10	電源 I' 厳気象対応 調整力 契約書 全般	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図って頂きたい。 例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずに一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	これまでも kW・kWh 契約書を統一する等対応しておりますが、引き続き、契約協議時に協議検討させていただきます。
11	電源 I' 厳気象対応 調整力 第 9 章 その他 3.(2) 部分買取の 発電場所の BG 設定について  「逆潮流アグリゲーションおよび発電 バランスグループの設定方法に	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別の BG として設定)。 (提案)単独 BG 化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴 TSO と事前事後にわたる協議で、例えば弊社が 22 年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独 BG 化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独 BG 化	単独 BG 化について小売電気事業者等との協議・調整の実施をお願いいたします。 単独 BG 化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5

	該当箇所	ご意見	回答
	関する取り扱いについて」 p 7	し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	
12	電源 I' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 1 章 はじめに	(原案)主に 10 年に 1 回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等の稀頻度な需給ひっ迫時等に需給バランス調整を実施するための調整力を確保するため、厳気象対応調整力(=電源 I')を入札により募集します。なお、広域的な予備率が 8%未満となる場合等に、電源 I'を発動いたします。 (修正案)以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10 年に 1 度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に 10 年に 1 回程度の厳気象時等(以下、省略)」との記載がありますが、これはあくまでも一つの要因としての記載であり、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案どおりとさせていただきます。 なお、2022 年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、募集要綱等に明記するとともに、説明資料(広域予備率に基づく電源 I'発動について)を当社ホームページにて公表しております。
13	電源 I' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 2 章 注意事項 1.(10)	(原案)複数の需要家または発電設備またはその両方をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家および発電設備が完全に一致するようにしていただきます。また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか?	供出電力が明確に区分できる場合は、その旨を提示いただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、複数入札を可能とすることも考えられます。
14	電源 I' 厳気象対応調整力 募集要綱 第 2 章 注意事項 1.(19)	(原案)入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加書類の提出を求めた場合については除きます。 (質問)応札時点で具体的にどのような資料の提出が求められるのか、明確にしていきたい。 (理由)効率良く必要な情報を収集し、入札書を評価していただくため。	募集要綱の記載に基づき、入札書及び添付書類をご提出頂きます。 例えば、ご提出頂いた書類では当該案件が要件を満たしていることを十分確認できない場合等、追加で必要な書類を求める場合があります。 案件により、必要となる書類は異なることから、募集要綱等への具体的な記載は困難と考えておりますが、ご不明な点がありましたら、応札前にご相談いただく等をお願いいたします。

	該当箇所	ご意見	回答
15	電源 I ʼ 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (3)従量料金	<p>(原案) なお、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。</p> <p>(提案) コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞による原油価格高騰を受け、国内の石油製品価格は 13 年ぶりに高値水準に達しています。今後、さらなる急騰に備え、先手で追加的な対策検討案が不可欠とも言える為、上記原案の電力量単価の上限を、世界乃至国内の価格水準が激変した場合に限り、双方協議できるものとするにご変更いただきたい。</p>	<p>上限電力量単価は、落札案件評価においても用いているものであるため、事後で変更を認めることは致しかねます。</p>
16	電源 I ʼ 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (3)従量料金 木	<p>(原案)当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動（発電等出力減）となっている場合、当該時間帯の属地 TSO のインバランス単価を用い、（下げ応動量×インバランス単価）で算出される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行います。</p> <p>(提案)不足インバラは需要家所属 BG の小売りに請求とする。</p> <p>【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということが不合理ではないでしょうか。さらに現状、アグリゲーターが TSO から不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保していないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリゲーターが、不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須と考えます。</p>	<p>当社の指令に応じて調整力を提供いただくこととしており、当社からの発動指令に従って運転したことに伴う電力量は、調整電力量として扱います。これは、上げ指令にも関わらず下げ調整となった場合も含まれます。</p> <p>なお、小売電気事業者等に対し、トラブルとならないよう、事前に協議確認をお願いいたします。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
17	<p>電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (6)目的外利用の禁止</p>	<p>(原案) *ただし、アグリゲーターが、本要綱にもとづき締結する電源 I' 廠気象対応調整力契約における電源 I' 廠気象対応調整力とは別に、供給力を小売電気事業者に提供することを否定するものではありません。しかし、小売電気事業者への供給力提供中であっても、電源 I' 廠気象対応調整力は当社の指令に応じて供出可能であること、および、小売電気事業者への供給力と当社への調整力は、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただくことが必要です。</p> <p>なお、その場合は、応札時に、その旨を申し出ていただきます。</p> <p>(質問) 上記は類型 1-①を許容するものと認識しているが、類型 1-②における市場供出は不可と考えているがそちらで間違いないでしょうか。そうである場合なぜ類型 1-②における市場供出のみ、認められていないのでしょうか。昨今の電力需給ひっ迫を踏まえて実効性テスト時の市場供出は発動時ベースライン計算の対象外となっていることも踏まえ、電源 I' 契約に支障のない範囲での市場供出につき許容いただきたい。</p>	<p>提供期間において、当社の承諾を得た場合を除き、電源 I' 廠気象対応調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源 I' 廠気象対応調整力契約電力を本契約の目的以外（類型 1-①、類型 1-②等）に利用しないこととしております。</p> <p>一方、重複することなく区分されたそれぞれの容量を準備いただく場合は、電源 I' 参加地点において類型 1-①、類型 1-②へ供出することは可能です。</p> <p>ただし、この場合、電源 I' 供出量と類型 1-①、類型 1-②供出量とで、電力量の仕訳が必要となります。当該地点の需要抑制計画値を用いて仕訳する等、具体的な仕訳方法は協議によって決定します。</p>

以上